



248号

2020年

11月24日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

目次： 1~2：同一労働同一賃金，最高裁判決の事例 2：同一労働同一賃金の法律的根拠，書記交流会報告
3：旅日記 4：お知らせ

同一労働同一賃金：2020年10月に最高裁判決が出た三つの事例

2020年10月に非正規職員に関する最高裁判決が三つありました。10月13日の賞与に関するもの(大阪医科薬科大学のアルバイト秘書)、同じく10月13日の退職金に関するもの(メトロコマースの契約社員)、そして10月15日の扶養手当等に関するもの(日本郵便の契約社員)です。判決は10月13日の二つの件では、原告の訴えが認められず、非正規職員に関して賞与あるいは退職金がないのは不合理とはいえないというものでした。一方、10月15日の件では、原告の訴えが認められ、扶養手当など複数の手当が非正規職員にないのは不合理であるというものでした。



これらの判決をどのように受け止め、評価したらよいかについては専門家の意見を聞くべきなので、ここでは、その評価には踏み込まず、判決がどうであったかをご紹介します。なお、これらの判決について全大教は、全大教顧問弁護士による勉強会を2020年12月9日にオンラインで実施予定です。ご興味のある方は是非ご参加ください。参加申し込みは組合事務室までお願いします。

賞与に関するもの

(大阪医科薬科大学のアルバイト秘書)

これは大阪医科薬科大学のアルバイト秘書に対して賞与(いわゆるボーナス)が支払われなかったことに対する裁判です。私立大学の事例ですが、岡山大学でも似たような労働環境の方はいらっしゃるのではないかと思います。

争われたのは正規職員に支払われている賞与がアルバイト職員には全く支給されていないのは、同一労働同一賃金に照らして不合理化どうかということでした。地裁では賞与不支給は不合理とみなされませんでした。高裁では不合理であ

ると認められ、「同時期に新規採用された正職員の支給基準の60%を下回る部分是不合理」と判断されました。そして、10月13日に最高裁で一転して「不合理とは言えない」と判断され、原告敗訴となりました。

高裁と最高裁で判断がわかれたのは賞与の性質、つまりなぜ賞与を支給するかの理由についての判断の違いからくるようです。高裁では賞与は「就労そのものに対する対価」と位置づけられましたが、最高裁では「正職員としての職務を遂行できる人材を確保し、定着を図る」のが目的であると判断されました。

退職金に関するもの

(メトロコマースの契約社員)

地下鉄の駅構内の売店における販売業務を10年以上行っていた契約社員の原告が、同じく地下鉄の駅構内の売店における販売業務を行っていた正社員に対して支払われた退職金が契約社員には支払われないのは不合理であるとして訴えた裁判です。

これも地裁では不合理とは認められませんでした。高裁で「正社員の4分の1すら支給しないのは不合理」と判断されました。最高裁では、不合理と認められませんでした。

最高裁判決では、退職金を「正社員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図るなどの目的から、様々な部署等で継続的に就労することが期待される正社員に対し支給するもの」とした上で、この正社員と契約社員では、職務内容に一定の違いがあったのは否定できないこと、正社員には、実際には行われなかったとは言え配置転換の可能性があったこと、また契約社員から正社員への登用制度があることを挙げて退職金が支払われなかったことは不合理ではないとしました。



扶養手当等いくつかの手当に関するもの (日本郵便の契約社員)

これは東京、大阪、佐賀で別々に起こされた3件の訴訟をまとめて最高裁で取り扱ったものです。年末年始の勤務手当、病気休暇、夏期休暇・冬期休暇、祝日給、扶養手当の5つの手当について最高裁で争われました。これとは別に住居手当についても高裁まででは争点となっていたのですが、住居手当については、会社側が転居を伴う配置転換のない正社員にも住居手当を支給していたことから、会社側上告を受理せず、契約社員に住居手当がないのは不合理な格差であるとの判断を確定させていました。

このうち、年末年始の勤務手当、祝日給は、年賀状配達のため、年末年始が最繁忙期である日本郵便の特殊事情により設定されている手当であると言えるでしょう。

高裁までではこれら5つの手当に対する判断は東京、大阪、福岡高裁で分かれていたのですが、最高裁ではこれらすべての手当に関して契約社員に支給しないのは不合理であるという判断でした。判決では「職務内容等に違いがある」と

しながらも、「待遇の趣旨を個別に考慮」した結果、不合理であると判断されています。

ちなみに、これらの裁判の地裁判決が出た後高裁判決が出る前の2018年4月に、日本郵便は、転居を伴う配置転換のない正社員に対する住宅手当を廃止すると発表しています。報道によればこの決定は日本郵便の労働組合との交渉の中で、年始手当を非正規社員にも支給すること、10年という長期の経過措置を設けること、正社員の賞与の支給月数の引上げや初任給の引上げを実施すること、などとセットで合意に至ったとのこと。



まとめ

最高裁の判断は、個別の事例に沿ったもので、必ずしもそのまま他の事例に当てはめられるわけではないと言われています。しかし、その判断はこれからの裁判では当然参考にされるでしょう。これらの判決を今後どのように活用していくことができるのかについてご興味のある方は是非12月9日の全大教の勉強会にご参加ください。

同一労働同一賃金の法律的根拠



期限の有無のみを持って労働条件に違いを持たせてはならないという同一労働同一賃金の考え方は、2013年4月施行の労働契約法の20条として初めて明文化されました。2020年4月にこの労働契約法20条は削除され、その内容は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆるパートタイム・有期雇用法）8条・9条に引き継がれました。パートタイム・有期雇用法8条で均衡待遇が規定され、9条で均等待遇が規定されています。また、どのような待遇が不合理にあたるかを例示したガイドラインも示されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

全大教中国四国九州ブロック書記交流会報告



11月18日(水)13:30~15:00, Web開催の書記交流会に参加しました。

Web会議や学習会の情報交換、各大学の団体交渉の状況、組合員さんから寄せられる相談への対応など話し合いました。

団体交渉情報では、大分大から「今年12月28日(月)を非常勤を含む全教職員について有給休暇とすること、人事院勧告通り0.05月分の引下げをした上で、今年度については0.025月分を手当として付与する、今後0.025月分の引下げ分については引き続き交渉を続ける。」の合意と「大学がキャンパス毎に説明会を開催する予定」との報告がありました。

会議・学習会情報では、島根大より、「日本学術会議新規会員任命拒否問題の学習会をリモートと会議室の併用で開催し、通常より参加者が増えたこと」、高知大から、「リモート会議は、通常参加しにくい遠距離キャンパスの役員の参加があること」を聞きました。その反面、「リモートは組合員さん同士のつながりが減っているのではないかと現場の声を聞き職場を良くしていく組合の役割が発揮しにくくなっている」との意見もありました。改めて『組合は組合員さんの居場所』の大切さを感じた交流会でした。(岡本一代)

12/4 団体交渉が行われます。次回の組合だよりに報告します。

ローカル線で行く！フーテン旅行記

第75回 出雲そばとトロッコ列車で奥出雲の自然を満喫！ 木次線（後編）

工学部職員組合 大西孝

亀嵩駅で出雲そばを味わった後は、木次線のトロッコ列車を追います。亀嵩駅から宍道側に5駅戻った木次線の拠点駅、木次駅からトロッコ列車「奥出雲おろち号」は発車します。この列車は3両編成で備後落合側の1号車は窓のないトロッコ車両、2号車は窓のある客車で、宍道側には轟音を立てるディーゼル機関車が連結されています。冬になると、この機関車は除雪用のラッセル車（尖った先頭部を持ち、線路上に積もった雪を左右にはねのける車両）を連結して線路を守ります。雪のない季節に遊休となる機関車を有効活用して観光客を呼び込もうという寸法です。木次駅を出ると小さな川に沿った溪谷や長いトンネルに入り、トロッコならではのスリルを味わえることでしょう。出雲三成（いずもみなり）駅では宍道行き普通列車とすれ違い再び歩を進めますが、ここからしばらくは比較的開けたところもあり、色づいた山を背景に農村風景を楽しめます。出雲横田駅の次にある八川（やかわ）駅を過ぎると登り坂にかかり、最後尾の機関車はエンジンの馬力を上げますが、行く手を阻む山が目前に迫ってきた出雲坂根（いずもさかね）駅で列車は一息入れます。ここからはスイッチバックと呼ばれる方法で峠を越えますが、これは踊り場で折り返して階段を登るようなもので、短い距離で高さを稼ぐことができます。出雲坂根駅の周辺では線路がZ字状に配置され、進行方向を2度変えて峠を越えます。出雲坂根駅の構内には延命水という有名な湧

水があり、停車時間に乗客がのどを潤す光景が見られます。一息ついた列車は出雲坂根駅をバックで発車し、急な坂をゆっくり登った後、もう一度進行方向を変えて、いよいよ県境に向かいます。列車からは並行する国道314号の大きな赤いアーチ橋が見え、一方、国道の「道の駅奥出雲おろちろープ」からは木次線に行く列車が見えます。道の駅から眺めると、山肌にへばりつくように列車が走る様子が見えますが、よくぞこんな高い所へ戦前の1937年に線路を通したものだと感じます。小さなトンネルをいくつか抜けると標高727mの三井野原（みいのはら）駅ですが、ここはJR西日本では最も高い所にある駅です。スイッチバックを体験した後、ここで観光バスに乗り換える団体客も多いようです。終点までトロッコに乗っても、そこから先の列車は2時間近くなく、団体ツアーで来るのが一番手軽に木次線を楽しむ方法のようです。三井野原駅を出て広島県に入り、小さな川沿いの紅葉を眺めながら山深い区間を走ると終点の備後落合駅に到着します。

備後落合駅は、かつては宍道・松江、三次・広島、新見・岡山方面の乗り換えのために多くの乗客で賑わったそうですが、今は広い構内だけが目立つがらんとした駅になってしまいました。3方面からの線路が接続するジャンクションでありながら、この駅に列車が顔を出すのは1日10回程度、しかも「奥出雲おろち号」を除くと1両だけのワンマン列車ばかりです。中国山地を走るローカル線の衰退ぶりを実感する駅ですが、トロッコ列車の発着の際は一時的に駅に賑わいが戻り、奥出雲の自然を感じられる木次線とともに観光資源としていつまでも残ってほしいとローカル線を愛する筆者は願っています。



稲の刈入れも終わり、色づいた木々をバックに走るトロッコ列車。



出雲坂根駅を出て2度目の方向転換を終え、県境を目指す列車。国道314号の道の駅から撮影。



紅葉のトンネルを走り抜けるトロッコ列車。県境が近づくとつれて木々も色づいてきます。



出雲坂根駅に到着。この駅で進行方向を変えて坂を登り、さらにもう一度進行方向を変えて峠を越えます。この駅の延命水は乗客の喉を潤します。

クリスマスパーティ中止のお知らせ

例年12月に実施しておりました組合主催のクリスマスパーティですが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、本年度は中止させていただくことにいたしました。楽しみにされていた皆様におかれましては大変申し訳ありません。今後、状況が改善いたしましたら、代替のイベントの開催についても検討させていただきたいと思っております。

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：中東靖恵 文学部准教授
内線 7426



総合共済のご加入はお済みでしょうか！

教職員共済では、教職員の業務や日常生活に関する様々なサポートをする総合共済を取り扱っております。月900円の掛け金から加入いただけます。岡山大学の組合事務所(一般教育棟1階東端)(医学部は中央診療棟3階・月～水)には総合共済以外のパンフレットもありますので、興味ございましたら事務所までお立ちよりいただければと思います。もちろんWEBで詳細を確認いただくことも可能です。加入方法も簡単ですのでぜひともご検討ください。

あなたも組合の仲間になりませんか？



教員の方も、事務職員の方も、技術職員の方も、パートの方も、組合に入ることができます。

加入申し込みは、こちらのQRコードからどうぞ。



相談は、こちらのQRコードからどうぞ。お電話、メールも承ります。

あんしん むすぶ
教職員共済

12の保障で

月掛金900円

総合共済

教職員の皆さまの“もしも”に幅広く備える。

賠償責任を
問われたとき

火災や風水雪害・地震などで
被害にあったとき



教職員賠償



個人賠償



住宅災害等



火災等



災害見舞

ケガ・病気・休業をしたときや、死亡したとき その他



死亡



後遺障害



傷害



入院・休業



介護(障害年金)



退職



遭難救助

「業務中」も「日常生活」も安心サポート！
まずはお気軽に資料請求を



※この共済は損害保険ジャパン株式会社とのセット商品で、月掛金900円のうち170円は損害保険ジャパン株式会社の保険料です。
※ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。制度内容をご確認ください。
承18-企-33(1809)

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 大学事業所

〒162-8624 東京都新宿区山吹町10-1 ラポール日教済

TEL 0120-628-095

教職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！一人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。



労働相談窓口

組合では、様々な労働に関する問題の相談に応じています。